

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 大分県由布市 (442135) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 谷中村 (谷中村) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年2月20日 (第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農事組合法人を中心に経営している。現在水稲を中心にを経営している。その他農業者経営体は高齢化しており、規模縮小している。地域内で主に栽培している作物は水稲である。現在取組を行っているものは、鳥獣被害防止対策である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは農業者の高齢化により、将来農業の担い手がいなくなり、耕作放棄地が増加、それに伴い鳥獣被害も増加していることである。
主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心となる経営体に積極的に集積すること、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け、法人の強化・集積に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 18.7 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 18.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人を中心となる経営体として位置づけている。 ・農事組合法人への集約化を目標とする。 ・農用地の集積、集約化を進めるため、地域住民、農業者の意識改革に努める。地域の中心となる経営体に集積・集約化する。当面は低コスト化を図りながら経営を維持し、離農せざるを得なくなった場合は営農組合に農地を集積し農地の保全に努める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 活用予定なし。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 予定なし。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。 ・農業者の意識改革を行う。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 特になし。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

①集落全体を数か所にエリア分けし、エリアごとに鉄柵を設置。定期的に点検や補修を行っている。また、局地的に電柵を設置し、対策の強化に努めている。